

10月の税務カレンダー  
住民税普通徴収 第3期  
国民健康保険税 第4期  
長崎市ホームページより



長崎県の最低賃金は令和7年12月1日から1,031円に引き上げられます。

この新しい最低賃金は、長崎県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。  
最低賃金は、パートタイマーやアルバイトだけでなく、月給制の正社員を含むすべての労働者が対象です。  
従業員の給与が最低賃金を下回っていないか、確認しましょう。  
また、最低賃金引上げに伴い、国からの様々な支援策を利用することが可能です。  
今回はこの支援策について、いくつかご紹介いたします。

- ①業務改善助成金  
事業場内で最も低い時間給を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行った場合にその設備投資に要した費用の一部が助成されます。
- ②キャリアアップ助成金  
賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者）の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。
- ③中小企業向け賃上げ促進税制 ※令和6年2月号にて掲載しました。  
青色申告書を提出している中小企業者等が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から控除できる制度です。  
過去にも賃上げ税制はありましたが、令和6年4月1日以降開始の事業年度（個人事業は令和7年分以降）からは、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額を5年間の繰越が可能となりました。

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①  
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）  
子育てとの両立・女性活躍支援※3

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

| 全雇用者の<br>給与等支給額（前年度比） | 税額控除率※1 |
|-----------------------|---------|
| + 1. 5 %              | 1 5 %   |
| + 2. 5 %              | 3 0 %   |

前年度比 + 5 %  
⇒ 税額控除率を  
1 0 %上乗せ

くるみん以上  
or  
えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能※6（新設）  
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

中小企業庁「賃上げ促進税制」パンフレットより一部抜粋

<郷くんち＝「大浦くんち」をご存じですか？18日（土）～19日（日）開催！>

西山の諏訪神社で行われる「くんち」は10月7日から10月9日にかけて開催されます。  
長崎市では西山の諏訪神社以外の神社でも「くんち」が行われており、「郷くんち」と呼ばれています。  
カワサキ会計事務所がある大浦一帯でも、大浦の諏訪神社で「くんち」が18日（土）及び19日（日）にかけて、石橋電停の周囲に「御旅所」を設置し、神社への奉納踊り等が行われます。  
よろしかったら、祈りの三角ゾーン（大浦諏訪神社、大浦天主堂、妙行寺）へのお参りも兼ねて出かけては、いかがでしょうか？